

令和2年度 全国THP表彰

日本ゼオン株式会社 高岡工場 優良賞受賞

令和2年度全国THP推進協議会表彰において、日本ゼオン株式会社高岡工場様が優良賞を受賞されました。令和2年10月2日(金)に富山県THP推進協議会会長である当協会常務理事が全国THP推進協議会会長に代わり、表彰状と盾を授与させていただきました。

日本ゼオン株式会社高岡工場は高岡市に所在し、1956年塩化ビニル製造工場として誕生、その後、電子材料のフォトレジスト製造、ゼオン独自技術である特殊合成ゴム、次世代フッ素系溶剤の生産をしている事業場です。

1971年(昭和46年)よりTHPに継続的に取り組んでおり、定期健康診断、特殊健診受診率100%、特定保健指導受診推奨活動、ストレスチェックおよびメンタル不調者の早期面談の実施、またインフルエンザの予防や熱中症、生活習慣病予防対策などの社員教育活動にも力を入れ積極的に取り組んでいるなど、総合的かつ継続的な健康づくりの活動を推進してこれたことを評価され、このたびの受賞となりました。



日本ゼオン株式会社高岡工場前にて
総務人事課の方々

原著論文掲載報告 日本人間ドック学会 学会誌に原著論文が掲載されました!

表題 「人間ドック・特定健診当日の医師面接による 階層化、保健指導指示箋発行に基づく 特定保健指導と生活改善指導の導入 — 初回面接実施率100%を目指して —

筆頭著者 小林裕美(管理栄養士)

共同著者 丸岡秀範、米田恵李、田添貴子、城村宏美、瀧野雅俊、須藤篤志、
王紅兵、高瀬聖子、末田南、武田三昭、山上孝司



とやま健診プラザでは、2018年7月のオープン時より、健康に対する意識や関心が高まっている人間ドック・特定健康診査(以下、特定健診)当日の保健指導の充実を図るべく、人間ドック受診者には、医師の発行した“保健指導指示箋”に基づく特定保健指導や未来の生活習慣病のリスクの低下、重症化予防を目的とした生活改善指導を実施しています。

健診部門と医師面接・保健指導フロアを分け、健診診察医と健診結果説明医を独立して配置することで、人間ドック後に丁寧に分かりやすい結果説明(時に受診勧奨)を行い、管理栄養士・保健師は医師と連携し、生活習慣の改善や予防に関して、食生活や身体活動(生活活動、運動)、禁煙、減酒などの保健指導を行っています。

2018年7月~2019年3月までに当施設で、「特定保健指導」の対象となった方の91.1%に当日の初回面接を実施し、生活改善指導の対象となった方のすべてに「生活改善指導」を実施しました。特定保健指導の最終評価終了率は、72.1%でした。(2018年度の全国の特定保健指導実施率23.2%、実施率目標45.0%)

人間ドックや特定健診が、受診者の皆さまにとってより有意義なものとなるように、“検査結果が送付されてくるだけの健診”に留まらず、皆さまの日常生活への負担が少なく、継続できるような健診受診日当日の特定保健指導、生活改善指導が大切だと考えています。そのため健診受診日には、できるだけ時間に余裕を持ってお越しいただくようお願いいたします。少しずつでも前に進める無理のない生活習慣の改善や健康について、“一緒に”考えさせてください。

年頭のご挨拶



一般財団法人 北陸予防医学協会

理事長 永田 義邦

謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。旧年中は当協会の事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に陥るなど混迷を極めた二年でした。当協会も一時期、健診事業の休止を余儀なくされましたが、現在は健康診断実施時の感染症対策に万全を尽くして運営しております。

近年、政府は「健康・医療」を重要な国家プロジェクトの一つとして位置づけ、各省が一体となって諸政策が推進されています。経済産業省から提唱された「健康経営」の概念は関係機関や企業により全国に拡がりをみせ、県内でも「とやま健康企業宣言」事業所が、458社(2020年12月9日現在)と積極的に取り組まれております。

健康経営の基本は、健康診断の受診が必須であり、企業は受診結果から疾病の早期発見・治療、行動変容を促し、従業員へのフォローに取り組むなど、人々の健康意識が高まっています。

しかし、健康増進効果については一定の効果が見られるとする一方、特定健康診査・特定保健指導について受診率の未達成、受診者への指導効果や継続性、また健康に無関心層の運動習慣・食習慣の改善意識は「関心があるが改善するつもりはない」という人が一定数いる状況にあるなど、まだまだ課題があります。

政府は「デジタル庁」を新設し、IT浸透政策をDX(デジタルトランスフォーメーション)化により推進します。医療・健康分

野においてはマイナンバーカードや機器の普及に力を入れ、デジタル技術で「見える化サービスのソフト開発」を加速させ、人々の健康づくりをより良い行動変容に変化させる施策を進めます。このビッグデータを有効に活用する政府の検討委員会「PHR」(Personal Health Record)は既に設置されています。

PHRとは乳幼児健診、学校健診から健康診断結果や退職後の疾病・服薬履歴、並びに個人の日常生活データなど、生涯にわたる健康情報を電子記録として正確に把握して「医療・健康」に活用するための仕組みであります。

こうした行政の取り組みを「公助」とすれば、これからの健康寿命延伸を有効に高めるには「共助」の立場で健診機関、保健指導・医療従事者が介入し行動変容に気づきを与えるナッジ・インセンティブを促し、エビデンスを示せるように更なる取り組みが必要であります。

このような健康づくりの環境整備が進められても成果は結局各自の「自助」によるセルフメイケーションの意識向上から実践にかかっています。家族・職場・地域に幅広く浸透を図るポピュレーションアプローチの啓発を続けていただきたい思いであります。

今年が皆様方にとり益々ご健勝で希望に満ちた良い年になることをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

メンタルヘルス登録相談機関

メンタルサポートセンター

センター長 柏谷 貴之

当協会が運営するメンタルサポートセンターは、2018年7月にとやま健診プラザに開設されました。当協会が従来から支援の対象としていた、働く人と企業をより包括的に支援するため「メンタルヘルス登録相談機関」の申請を行い、2019年7月に認可を受けました。

メンタルヘルス登録相談機関とは、国の登録基準を満たしていることが確認された機関で、事業者に対して面接によるメンタルヘルスに関する相談、面接によるメンタルヘルスに関する相談の結果に基づく適切な医療機関等への紹介を行う医療法上の医療提供施設以外の相談機関です。

登録相談機関の認可には厳しい基準があり
 ①相談体制の質の確保 ②個人情報保護
 ③事業者との連携 ④医療提供施設との連携
 ⑤サービスの提供に関する情報の公開
 が求められます。このうち①相談体制の質の確保として、登録相談機関は精神科医または

精神科医が所属する医療機関と契約することが求められます。

当センターでは医師がセンター長となり、カウンセラーによる相談後にも相談者に対して継続した支援ができる体制を整備しています。また、外部の精神科医と契約し、定期的に指導を受けており、地域の医療機関と連携をとりながら、相談者を医療につなぐ体制も整えています。カウンセラーには相談対応者としての能力向上が求められるため、外部の研修会に積極的に参加しているほか、個々のカウンセラーが対応したケースについては精神科医の指導を受けながら事例検討会を定期的開催しています。

当センターでは、電話、メールのほか協会ホームページからも直接相談のお申し込みが可能ですし、相談者の皆様の利便性向上を図っています。土曜日も冬期間を除き隔週で営業し、働いている方にもご利用しやすくなっています。相談室は2部屋あり、いずれもサポートセン



ター開設の際に、内装や備品等細部にまで目を配り、相談者の方が話しやすい温かな雰囲気になるよう工夫されています。

カウンセラーによる相談時間および料金は、30分3,000円、60分6,000円(税別)です。30分という短時間でも相談のお申し込みが可能であり、忙しい方にもご利用しやすくなっております。

相談内容は多岐にわたり、当協会が従来から支援している働く人だけでなく地域の幅広い皆様からご利用をいただいております。当機関は医療機関ではないため、医療法上の医師による医療(投薬を含む)ができないという限界があります。しかしながら、地域の医療機関への橋渡しの役割として、相談者の一次受付の窓口としての機能を持つていると考えております。

今後も医師、カウンセラー一同自己研鑽を重ね、地域の皆様が心身ともにより健康に過ごすための支援を続けていく所存です。



メンタルサポートセンターの特徴

メンタルヘルス登録相談機関

- メンタルヘルス登録相談機関として認可

医療機関への紹介

- 不調者を医療機関へ紹介し、治療をサポート

事業場との連携

- 従業員の心のケアのためのサポートメニュー有

メンタルヘルス登録相談機関

メンタルヘルス登録相談機関の基準を満たし登録されています。有資格者が相談者の心に寄り添い、話をお聴きします。相談内容は、原則としてご本人の同意がない限り、事業場やその他第三者にお伝えすることはありません。

医療機関への紹介

当センターは、センター長(医師)の元、地域医療機関とも連携しています。カウンセリングの結果、医療機関への受診が必要と認められた場合は、提携先の医療機関へおつなぎします。

事業者との連携

人事労務担当者様、上司等関係者に対して、従業員のこころのケアのための相談・助言を行います。相談件数や事業場に存在する問題点などを担当者様へ報告・説明します。

内視鏡検査とX線検査の差額料金改定のお知らせ

近年、胃検診を受診する際に、上部消化管内視鏡検査を選択される方が増えてきております。当協会では、できる限り受診のご要望に添えるよう、受入体制の整備に努めて参りました。

しかし現在、新型コロナウイルス対策等の影響もあり、薬剤諸材料費等のコストが上昇しております。また、他の検査法と比べて、必要になる人員のコストや設備の増設・維持・管理の費用等を勘案すると、現在の料金を改定せざるを得ない状況となりました。

今後は、健康診断のさらなる品質・精度の向上や、安心・安全なサービスの提供に努めてまいります。このたびの改定につきまして事情をご理解いただき、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 変更後の差額料金 4,000円(消費税別)
2. 改定時期 2021年4月1日より

お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

お問い合わせ先

一般財団法人 北陸予防医学協会 業務渉外課
 ●電話/076-436-1238 ●時間/平日 8:30~17:00